

平成26年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

商工観光労働部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 ※1	適用 類型 ※2
商工政策課	滋賀のいきいき産業・雇用広報事業	広報番組制作・放送委託	平成26年8月18日	びわ湖放送株式会社	6,998,400	本事業の視聴対象は県民や県内事業者、取材対象は県内の企業、機関・団体等である。委託先のびわ湖放送(株)は、唯一の県内のみを放送エリアとした放送会社であり、また過去に取材等で撮影したVTR等を保有しているため、最も効果的かつ効率的に番組を制作および放送できる番組制作会社であるため。	2	3イ
高等技術専門学校米原校舎	離職者等再就職訓練事業(知識等習得コース)	職業訓練コース (ITプログラミング実践科) (10月開講)単価契約	平成26年9月5日	学校法人大津文化学園	5,832,000	国の単価契約限度額の中で、金額だけを決定要素にせず、より就職に結びつく訓練を実施するため、プロポーザル方式により選定したものである。	2	4